

札幌学院大学生生活協同組合 ICカード規則

第1部 プリペイド条項

(プリペイド利用方法)

第1条 ICカード組合員は、ICカード対応POSレジスタ等を用いて現金により入金することで、ICチップに入金額を記録することができるものとします。

2 ICカード組合員は、記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗(以下「指定店舗」という)及びICカード対応機器で、プリペイドによる買い物とサービスを受けることができます。

(プリペイド利用の限度額・手数料等)

第2条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これをICカード組合員に通知するものとします。

2 ICカード組合員のプリペイド利用手数料は無料とします。

3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

(プリペイドが利用できない場合)

第3条 ICカード組合員は、次の場合カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1) カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、カードを利用することができない場合

(2) 指定店舗がカードで利用ができない商品及びサービスを指定している場合

(プリペイドの忘失・汚損等)

第4条 カードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、ICカード組合員は再発行の届出を行うものとします。

2 ICカード組合員がカードを忘失し、または盗難にあった場合は届出を行うものとします。忘失にはICカードの本人の規則違反による回収、機械トラブルを含みます。

3 前2項の場合において、当該カードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。当該未使用残高はシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定するものとします。

4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項にいう事由が、ICカード組合員等の故意又は過失によるカード本体の破損等によるものと生協が判断した場合、プリペイド未使用残額の保証はしないものとします。

(返金の禁止)

第5条 プリペイド未使用残額の返金は、カード組合員の死亡・退学脱退等の事由により、ICカード組合員がカードの使用を停止し、生協所定の手続きを行った場合、**または特別な事由の場合を除き**行わないものとします。

2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行

うものとしします。

第2部 ポイント条項

(ポイント利用方法)

第6条 ICカード組合員は生協利用時に生協所定のポイント発生率によりカードにポイントを蓄積することができます。蓄積されたポイントは生協所定の基準でポイント券として発券またはプリペイドヘチャージされます。ICカード組合員はポイント券を金券として指定店舗で利用することができます。ただしポイント券の失効、紛失等の場合は、ポイント利用の権利を失効したものとします。

(ポイント率)

第7条 ポイント発生率については**食堂 1%、食品 1%、書籍 5%**とします。ただし別途異なったポイント発生率を、期間を定めて生協理事会で決定することができるものとします。

(ポイントが蓄積できない場合)

第8条 ICカード組合員は、次の場合カードへのポイント蓄積ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1) カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、カードを利用することができない場合。ただし生協がポイントの事後登録等の特別の措置とった場合はこの限りではありません

(2) ICカード組合員が利用の場面でカードを提示しなかった場合

(ポイントの忘失・汚損等)

第9条 カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、ICカード組合員は再発行の届出を行うものとします。

2 ICカード組合員がカードを忘失し、または盗難にあった場合は、第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。忘失にはICカードの本人の規約違反による回収、機械トラブルを含みます。

3 前2項の場合において、当該カードにポイント残額がある場合、生協は当該未使用残額を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。当該未使用残高はシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定するものとします。

4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項にいう事由が、ICカード組合員等の故意又は過失によるカード本体の破損等によるものと生協が判断した場合、ポイント残額の保証はしないものとします。

第3部 ミールカード条項

(ミールカード利用方法)

第10条 ICカード組合員は、ミールカードに供する期間に対応する生協が指定した金額を、現金を添えもしくは生協が指定する金融機関口座への払込をもって申請することにより、ICカードによるミールカード利用ができるものとします。

2 ICカード組合員は、生協が指定した期間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、生協の指定す

る食堂等の店舗（以下「指定食堂等」という）及び IC カード対応機器で、ミールカードによる食事等を利用することができます。

（ミールカード利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等）

第11条 生協は、ミールカード利用の期間、1日あたり利用限度額及びミールカードで利用できる食事等商品の範囲を定め、これを IC カード組合員に通知するものとします。

2 ミールカード申し込みにかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

（ミールカード利用の制限）

第12条 IC カード組合員は、次の場合には、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- （1）指定食堂等が営業していない場合および営業時間外
- （2）第11条1項による食事等商品以外の商品の購入およびサービスの利用の場合
- （3）生協が指定した利用期間及び1日あたり利用限度額を超えた場合
- （4）カードの紛失、汚損、指定食堂等の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合
- （5）ミールカード保持者本人以外へのミールカードの貸与による利用(カード貸与の禁止)

（ミールカードの紛失・汚損等）

第13条 カードの汚損により、ミールカードの読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、IC カード組合員は「IC カード規則」第5条にいう再発行の届出を行うものとします。

2 IC カード組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、「IC カード規則」第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には IC カードについては本人の規則違反による回収、機械トラブルを含みます。

3 前2項の場合において、IC カード組合員がミールカード申込者であり当該ミールカードがミールカード利用期間内である場合、生協は再発行されたカードにミールカード機能を設定するものとします。

4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項にいう事由が、IC カード組合員等の故意又は重大な過失によるものと生協が判断した場合、ミールカード未使用分残高は保障しないものとします。

（返品・返金の禁止）

第14条 ミールカードで購入した食事等の商品についての返品は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合ならびに第13条による場合のほかは、受け付けないものとします。

（中途退学等の場合の返金）

第15条 IC カード組合員が、ミールカード利用期間中において、中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって、1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、生協は、IC 組合員からの事前もしくは事後1年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミール

ルカード未使用期間に相当する残額を返金することとします。ただし、未使用期間については月割りで算出することとし1ヶ月未満分は切り捨てとします。

2 ICカード組合員が、ミールカード購入後半年以内において解約を希望する場合は、生協が別途定める方法により返金をすることとします。

3 ICカード組合員は、前項2項以外の場合における未使用期間分の返金については一切行わないことをあらかじめ承諾するものとします。

(改廃)

第16条 本規則の改廃は札幌学院大学生協理事会が行い、ICカード組合員に通知するものとします。

(施行)

第17条 本規則は2012年4月2日から施行します。

2013年4月1日一部改定

2013年10月25日一部改定